

6月定例会 26年度補正予算など

市議会6月定例会が6月3日(土)27日に開会。平成26年度一般会計補正予算や条例改正など市長提案の15議案を審議。原案どおり可決・承認・同意されました。結果の概要は次のとおり。

補正予算

《一般会計》

◆第1号 農地集積などを推進していくための農地中間管理機構事務経費や昨年台風で被災された漁業者に対する漁業災害復旧支援事業費補助金、働く世代の女性を支援するためのがん

検診推進事業、安心して出産できる環境を整えるための風しん予防接種助成事業などを補正するもので、2億2,569万円の増額。
この結果、予算総額は歳入・歳出いずれも370億510万円となりました。歳出の主なものは右下表のとおり。



条例

◆舞鶴市いじめから子どもを守る会議条例の制定 いじめの防止等のための対策を推進するため、いじめから子どもを守る会議を設置

◆舞鶴市市税条例等の一部改正 地方税法等の改正に伴う軽自動車税の税率を引き上げなど

◆舞鶴市体育施設条例の一部改正 利用者の減少や施設の老朽化などにより三浜テニスコートを廃止

◆舞鶴市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正 非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給額を引き上げ

◆舞鶴市火災予防条例の一部改正 大規模な催しの安全を確保するため、消防長が指定する屋外

一般会計補正予算の主な事業	補正額
緊急時電力確保設備整備事業費	5,760万円
風しん予防接種助成事業費	100万円
働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業費	736万円
緊急雇用創出(地域人づくり)事業費	995万円
農地中間管理機構事務経費	100万円
京の酒米産地づくり加速化事業費補助金	280万円
共同利用施設設置事業費補助金(漁業用燃油地下貯蔵タンク整備)	1,614万円
漁業災害復旧支援事業費補助金	556万円
舞鶴赤れんがパークブランディング事業費	800万円
魅力ある商店街づくり推進事業費補助金	51万円
公園緑地整備事業費	400万円
消防団員退職報償金	508万円
いじめから子どもを守る会議運営費	39万円

人事

◆固定資産評価審査委員会委員
◇小河優一(68歳、桃山町)

その他

◆専決処分の承認 25年度一般会計補正予算(第9号)。事業費の確定に伴う市債の追加・変更等の財源更正
◆委託契約 高機能消防指令センター整備委託事業の委託契約を締結(15頁に関連記事)
◆工事請負契約 舞鶴市総合文化会館改修工事の工事請負契約を締結(18頁に関連記事)
◆市道路線の認定・変更・廃止 伊佐津地区、京田地区の路線の市道認定、京田地区等の市道の変更と廃止

今回の注目事業

【いじめから子どもを守る会議運営費】
市教育委員会の附属機関として「舞鶴市いじめから子どもを守る会議」を設置。いじめ防止等のための対策を推進するもの。

【緊急時電力確保設備整備事業】

災害などの緊急時に通信設備や非常照明等の電力を確保するため、西総合会館、中総合会館、大浦会館に太陽光パネルと蓄電池を整備するもの。



▲中総合会館

火災予防

より安全に楽しめる催しにするため

舞鶴市火災予防条例を改正



市では、昨年近隣市の花火大会で発生した火災の教訓を踏まえ、屋外の催しでの防火管理体制の構築を図るため、「舞鶴市火災予防条例」の一部を改正しました。

主な改正点は、

- ① 消火器の準備
 - ② 指定催しの指定
 - ③ 屋外催しに係る防火管理
 - ④ 露店開設の届出など
- また、改正にあたっては、市パブリック・コメント手続き制度(市民意見提出制度)

により意見をいただきました。条例の概要は左表のとおりです。

パブリック・コメント手続き制度の結果

同条例に対し、市パブリック・コメント手続き制度に基づいて意見を募集した結果、1人から2件の提出がありました。(募集期間は3月28日～4月28日)。寄せられた意見は、いずれも改正された同条例の内容にすでに盛り込まれているものでした。

《閲覧できます》

市パブリック・コメント手続き制度の結果は、市ホームページに掲載しています。

▼詳しくは、消防本部予防課(☎66・1191)へ。

【条例の主な改正点】

①消火器の準備	祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、火気器具等を使用する場合は消火器の準備をすること。
②「指定催し」の指定	消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定します。なお、催しを指定するときは、あらかじめ催しを主催する者の意見を聴き、これを指定した際は催しを主催する者に通知し、告示します。
③「屋外催し」に係る防火管理	「指定催し」を主催する者は「防火担当者」を定め、当該催しに係る「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせることを義務付けます。また、「指定催し」を開催する日の14日前までに当該計画を消防署長へ提出することを義務付けます。
④露店開設の届出	祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しに際して火気器具等を使用する露店を開設する場合は、消防署長へ「露店等開設届出書」の提出を義務付けます。
⑤罰則	主催者に対し、③の「火災予防上必要な業務に関する計画」を提出しなかった場合、罰則を科することを定めます。

防災センター 一時休館のお知らせ



東消防署・防災センター内に通信指令室を整備するため、防災センターを一時休館します。休館日などは下記のとおり。

休館中、市民の皆さんにご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【休館する期間】

9月1日(月)～11月30日(日)
※工事の進捗状況により延長する場合があります。

▶詳しくは、消防本部通信指令課(☎65・0214)へ。

より多くの命を救うために 上級救命講習を開催



救急車が到着するまでに、その場に居合わせた人が適切な応急手当を行うことは大切なことです。消防本部では、総合的な応急手当を習得してもらうため「上級救命講習」を開催します。

【日時】9月9日(火)9時～17時

【場所】東消防署

【内容】
◇心肺蘇生法 ◇AEDの使い方
◇止血法の習得 ◇異物除去法
◇傷病者管理法 ◇外傷の手当要領
◇搬送法の習得

【定員】先着30人

【申し込み方法】9月2日(火)までに電話で東消防署(☎65・0119)か西消防署(☎77・0119)へ。